

次の県営土地改良事業の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取り消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月10日

静岡県知事 川勝平太

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
富士市 農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編事業) 富士南麓地区	富士農林事務所	令和5年2月10日から 令和5年3月10日まで